

## まちづくり局施設整備部委託等業務審査委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、まちづくり局委託等業務審査委員会設置要綱に準拠し、施設整備部で契約を締結する委託及び物件の借入れ（以下「委託等」という。）の、公正かつ適正な執行を確保することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(委託等業務審査委員会)

第 2 条 前条の目的のため、地方自治法施行令第 167 条の 12 第 1 項に基づき、施設整備部に委託等業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の所掌事務)

第 3 条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、軽易なもの等、委員長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 概算金額が 1,000,000 円以下の委託契約（特命随意契約による委託の契約及び支出負担を要する協定を除く。）の内容審査、契約方法の決定及び指名業者の選定
- (2) 概算金額が 800,000 円以下の物件の借入れの内容審査、契約方法の決定及び指名業者の選定
- (3) その他委員長が必要と認めるもの

(審査委員会の構成)

第 4 条 審査委員会は、次の職にある者を委員として構成する。

委員長	施設整備部長
副委員長	施設整備部担当課長（公共建築担当） 施設整備部担当課長（長寿命化推進担当 [庁舎長寿命化]）
委員	施設整備部施設計画課長 施設整備部担当課長（調整・支援担当） 施設整備部担当課長（電気設備担当） 施設整備部担当課長（機械設備担当） 施設整備部担当課長（長寿命化推進担当 [学校再生]）

2 委員長は、会務を総理し、議事を主宰する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、審査しようとする委託等について、これを所管する副委員長がその職務を代理する。

(指名業者選定基準)

第 5 条 審査委員会は、指名業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 過去の委託等の実績及び成績
- (3) 施設整備部発注の委託等における近時の契約状況
- (4) 当該委託等についての技術的適性
- (5) その他必要事項

(会議)

第 6 条 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第 7 条 審査委員会の委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 審査委員会の庶務は、施設計画課において処理する。

(その他必要な事項)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、川崎市競争入札参加規程に基づき、施設整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は、令和元年 5 月 10 日から施行する